

令和8年度入園申込 FAQ

FAQ

Q1	申込書等はどこで入手できますか。
A1	9月中旬より市ホームページよりダウンロード可能です。 また、こども家庭課及び市内各園でも配布しています。 就労証明書の様式は、昨年度と同じ様式となっていますので、準備可能です。 二次申込も一次申込と同様の様式となっていますので、申込受付期間前より書類の準備が可能です。 添付書類については、申込申請日から3か月以内に作成されたものを添付してください。
Q2	第1希望から第3希望までに公立と私立を記入することはできますか。 (第1希望：公立、第2希望：私立、第3希望：私立 等)
A2	可能です。申請書は、第1希望園にのみご提出をお願いいたします。
Q3	一次申込で兄弟姉妹で同じ園を申し込みます。就労証明書はそれぞれ必要でしょうか。
A3	不要です。ただし、兄弟姉妹で違う園を申し込む場合はそれぞれご提出が必要です。 また、二次申込で兄弟姉妹を申し込む場合は、申請日から3か月以内に作成された就労証明書のご提出が必要となります。
Q4	定員を上回る申込みがあった場合はどうなりますか。
A4	保育事由、兄弟姉妹の入園状況等から優先順位をつけて新規・在園児を問わず入園調整をします。
Q5	申込時点で育児休業中です。いつまでに復帰すれば、一次申込（4月入園）可能ですか。
A5	育児休業からの復職の場合、4月中に復職であれば一次申込（4月入園）が可能です。 ただし、育児休業を取得した職場での復職に限ります。 転職された場合は、4月15日以前より就労を開始する必要があります。 同様に二次申込でも復職月から入園可能です。転職された場合は、月に16日以上就労が必要です。
Q6	求職活動で申し込みましたが、就労先が決定しました。入園調整の保育事由は就労にできますか。
A6	定員を上回った場合の入園調整への反映は、一次申込のみ10月中に就労証明書もしくは就労時間の記載がある内定通知書をご提出された場合のみ対応します。 二次申込では、申し込み時点での保育事由で入園調整します。
Q7	一次申込で決定通知をもらった後、入園月を変更することはできますか。
A7	一次申込は4月入園者のみとなっていますので、入園月を変更する場合は、取下げを行い、二次申込で改めて申し込みをし直す必要があります。ただし、定員を上回る申し込みによる入園調整の結果、二次申込で希望した園及び一次申込で決定した園に入園できなくなる可能性があることにご留意ください。 また、二次申込期間を過ぎて変更する場合は、翌年度の申し込みで優先順位が下がる場合があります。
Q8	現在市外在住です。入園申込はできますか。
A8	一次申込（4月入園）は、令和8年4月1日までにかほく市に住民票を異動できる場合、申し込みができます。 二次申込は、入園の前月までにかほく市に住民票を異動できる場合、申し込みができます。 転園児は、住民票の異動日が入園手続きに影響がある場合がありますので、こども家庭課まで一度ご相談ください。